基発 1 0 2 8 第 2 号 平成 2 6 年 1 0 月 2 8 日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

過労死等防止対策推進法の施行について(抄)

過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号。以下「法」という。)については、平成26年6月27日に公布されたところですが、今般、平成26年10月17日に「過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令」(平成26年政令第339号)が公布され、これにより、法の施行期日は、平成26年11月1日とされました。

法第4条第2項には、地方公共団体は、国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策(以下「過労死等防止対策」という。)を効果的に推進するよう努めなければならない旨規定されており、また、法第9条から第11条までには、国のみならず、地方公共団体においても講ずることとされた過労死等防止対策について規定されています。

過労死等防止対策については、今後、法第7条の規定に基づいて政府が定める過労死等の防止のための対策に関する大綱において具体化を図ることとなるものです。厚生労働省においては、今後、同大綱の案について過労死等防止対策推進協議会の意見を聴きつつ、同大綱の作成に向けて取り組むこととしますが、大綱を決定するまでの当面の間の過労死等防止対策として、本年の過労死等防止啓発月間中、11月14日に厚生労働省が主催して過労死等防止対策推進シンポジウム(別添1)を開催するほか、長時間労働の抑制等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、過重労働解消キャンペーン(別添2)を実施することとしています。

国及び地方公共団体が講ずべき過労死等防止対策の具体的内容については、前述のとおり、大綱に定めるところによることとなりますが、貴職においても、法の趣旨を御理解いただき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深める観点から、都道府県労働局と十分に連携を図りつつ、過労死等防止対策に積極的に取り組んでいただくようお願いします。併せて、本通知について、貴管下市区町村への周知を図っていただくようお願いします。

なお、都道府県労働局長に対しては、「過労死等防止対策推進法の施行について」(平成 26年10月28日付け基発1028第1号。別添3)により通知したところですので申し添えます。

過労死等防止対策推進シンポジウム

- 1 開催日時 平成 26 年 11 月 14 日(金) 13:30~15:30
- 2 場 所 厚生労働省講堂(中央合同庁舎5号館低層棟2階)
- 3 主 催 厚生労働省
- 4 協 力 過労死等防止対策推進全国センター準備会 全国過労死を考える家族の会 過労死弁護団全国連絡会議
- 5 主なプログラム

基調講演 川人博弁護士(過労死弁護団全国連絡会議幹事長) 全国過労死を考える家族の会による体験談

平成 26 年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

平成26年11月1日(土)から11月30日(日)までの1か月間

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

(2) 重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

- ① 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に 高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。
 - ※ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、 ハローワークにおける職業紹介の対象としない。
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。
- イ 重点的に確認する事項
 - ① 時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
 - ② 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
 - ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。
 - ④ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。
- ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

(3) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府 県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業 0120-794-713

平成 26 年 11 月 1 日 (土) 9:00~17:00

- ※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。
- ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)
- イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

本年9月から、平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

月・火・木・金17:00~22:00、土・日10:00~17:00

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000054880.html

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roud oukijun/mail_madoguchi.html

(4) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

(5) 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します

事業主、労務担当責任者等を対象に、全国8か所(北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡)で計10回、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を実施します。

URL: http://過重労働解消.jp/